

平成27年度第1回陸前高田市総合教育会議 議事録

- 1 日 時 平成27年5月18日（月曜日）
午後1時30分 開会
午後2時10分 閉会
- 2 場 所 市役所4号棟 第4会議室
- 3 出席者
戸羽市長、横田教育委員長、細谷教育委員、松坂教育委員、伊藤教育委員、
山田教育長
- 4 事務局
堺教育次長、伊東学校教育課長、中山教育施設整備室長、高橋生涯学習課長
補佐

○生涯学習課長補佐

それでは、ただ今から、平成27年度 第1回 総合教育会議を開会します。
はじめに、戸羽市長からごあいさつをいただきます。

○市長

第1回目の総合教育会議にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

昨年の6月に法改正がございまして、この4月から施行されたということを受けての会議ということでございます。

市長部局と教育委員会部局とで、別々の組織でこれまでやってきたわけですが、この法改正等によりまして、市長という立場とですね、教育委員会と少し近づいた形で、まちづくりの中で一緒にやっていける部分ができるのかなあと、そう思っているところでございます。

東日本大震災を受けて、子供たちの将来、これからというものが、本市にとって非常に大きなものになってくるんですが、そういう意味では、教育というものそのものがですね、これまで以上に重要になってくる。勉強もそうでありましてけれども、人づくりというところが、強調されてくるんだろうと思います。私は、この東日本大震災で大きな大きな被災を受けた、しかしそれを乗り越えようとしている、あるいは乗り越えた子どもたち、ということを考えてときに、陸前高田市の教育の中においては、「生きる力」というものを、皆さんの中で意識していただければと、市長としてはそのように考えているところでございます。

また、「ノーマライゼーションという言葉のいらないまち」を目指している本市でありますから、今アクションプランもやっておりますけれども、ここもぜひ教育とマッチングさせていただければと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、これからの教育の方針、方向というものを見定める上においても、教育の大綱というものを定めていきたいと思っておりますので、教育委員の皆様は、私よりもこの分野に精通しているわけでございますので、ご忌憚のないご意見を頂きながら、未来の陸前高田市のために、子どもたちのため

に、いい形でこの会議を進められればなあという風に思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○生涯学習課長補佐

次に、教育委員長からあいさつをいただきます。

○教育委員長

では、教育委員長としての立場からごあいさつを申し上げたいと思います。

あまりの出来事に途方に暮れ、ただ呆然と立ち尽くしてしまったあの日から、4年と2か月の時が過ぎ、今日の日を迎えております。この月日は、多くの人々が生きることに夢や希望を失いかけたかに見えた中にありながら、数々の困難を乗り越え生き抜いてきた日々でもあります。

この間、生涯学習、学校教育の灯を消さないことが、人々に夢や希望を取り戻し、再び力強く生きていくことにつながるもう一つの道であると、これがそのための環境なのかという劣悪な状況にもめげず、工夫と力の限りを尽くしてきた多くの人々の心があつてのことと、重く受け止めているところです。

あの日から4年と2か月、環境整備はその歩みを進めているところであり、心強く思いますが、まだ十分とは言えず、工夫をしながらできる限りのことを懸命に行っているのが現状の姿であると思います。

いまだに仮設暮らしの子どもたちも多く、一層きめ細かな対応が求められているところでもあります。心のケア等に万全を期すということはもちろんのことですが、生きることが楽しいということ体を覚えこませてやることに視点を置いた対応により努めていくことが必要であると考えております。

本日は、このたびの教育委員会制度の改正に関わっての第1回目の総合教育会議ではありますが、改正についてはいろいろなことが言われておりますし、私もいろいろと考える部分があるわけでございますけれども、戦後から今日までの教育を支えてきた大きな制度がこの教育委員会制度でありました。それで今日までの教育を発展させてきたことは皆さんご承知のとおりであると思っておりますけれども、それではまだ足りない部分があると、さらに発展させていくためにもう一歩突っ込んだという部分で今回改正されたものという風に私は受け止めております。

であるならば、この機会にうまく学び、うまく生きることではなく、良く学び、良く生きることにつながる制度として、絶対この総合教育会議が欠かせないものであるとして位置付けながら、その役割が発揮されれば大変うれしいなという風に願っております。

市長さんと教育委員会との意思疎通がよりいっそう図られることによって、より迅速かつ適切、効果的な対応が図られることに繋がっていくものと大いに期待しているところであります。

終わりになりますが、一步一步進みつつある復興に関わってであります、一刻と変化する環境整備を見据えながら、この会議が将来にわたってのより良い方向付けを示していくことができれば良いのではないかなとそういう風に思っております。

以上を申し上げてあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○生涯学習課長補佐

大変ありがとうございました。続いて、3番の協議に移ります。

協議の部の進行につきましては、戸羽市長にお願いすることといたします。

○市長

それでは、さっそく協議に入らせていただきます。

まず1番目ではありますが、陸前高田市総合教育会議運営要綱（案）につきまして、議題といたしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○教育次長

それでは、要綱についてご説明する前に、本日の総合教育会議に関係します改正地方教育行政法についてご説明しますので、資料1をご覧ください。

平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律であります。

概要ではありますが、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ったものであります。

ポイントは4つありまして、一つ目は新教育長の設置、二つ目はチェック体制の強化と会議の透明化、三つ目は総合教育会議の設置、四つ目は教育に関する大綱であります。

まず一つ目の新教育長の設置ではありますが、法律の附則に、現在の教育長が委員としての任期満了まで、なお従前の例により在職すると、経過措置がありまして、本市では現在この経過措置が適用されているところであります。

二つ目はチェック体制の強化と会議の透明化につきましては、後ほど資料でご確認をお願いいたします。

次の総合教育会議ではありますが、資料をお開き頂きまして、右側のポイント3で赤い矢印の下のところになりますが、この総合教育会議は、首長が設けて首長が招集します。構成員は首長と教育委員会になります。総合教育会議の協議・調整事項は、一つ目として教育行政の大綱の策定について、二つ目として教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について、三つ目として児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について、この三つが総合教育会議での協議・調整事項であります。

次にポイント4「大綱」であります。大綱は教育の目標や施策の根本的な方針でありまして、総合教育会議で協議・調整して、首長が策定するとされております。

最後のページには、Q&Aが掲載されておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

それでは要綱についてご説明いたします。

先ほどの次第のほうの1ページをお開き願います。

陸前高田市総合教育会議運営要綱（案）であります。

総合教育会議の設置については、既に法律で規定されておりますので、この要綱は法律の規定に定めのない総合教育会議の運営に関して必要な事項を定めよう

とするものであります。

第1条は要綱を制定する「趣旨」について規定しております。第2条は「構成員」、第3条は「会議」、第4条は「意見聴取」についての規定であります。

第5条は「会議の公開」であります。総合教育会議は原則公開といたしますが、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、また会議の公平・公正が著しく害される恐れがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは非公開にすることができるものとしてあります。

第6条は「議事録」であります。会議の議事録を作成し公表することを規定しております。

第7条は「事務局」であります。会議の事務局を生涯学習課に置くとしてあります。これにつきましては、総合教育会議の事務は、原則、市長部局で行うものであります。これまでの教育行政の内容や流れを踏まえ、教育委員会において一元的に事務を執行したほうが効率的であることから、教育委員会事務局が補助執行することとしたところであります。

第8条は「補則」であります。

附則につきましては、施行期日であります。ご承認頂ければ平成27年5月18日となるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○市長

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、皆さんからご意見や質問がありましたらお願いします。

○伊藤委員

会議の公開のところなんですけど、会議中に個人が特定されるときは、何をどうすればいいんでしょう。会議をちょっとストップしてみたいな感じ。会議中に会議の構成とか個人の秘密を保つための話が出そうなきときはどうしたらいいんでしょうか。

○市長

あらかじめ、例えば人事案件とかそういうものが出るときは秘密会のようにできますよという規定だと思うんですが、ただ会議の途中であつてもということだと思うんですけれども、事務局それでいいんですか。

○教育次長

今市長が申した通りですね、基本的に議案を事前にお知らせして、それを議題として協議して頂きますので、その会議自体初めからですね、非公開、公開というのはある程度決まると思います。ただ、中ですね個人的なことが出るといいますか、それにつきましては各委員さん方の発言になってしまうんですが、そこについては十分に気を付けて発言頂ければ、例えばその時点からそういうことをしたいといった場合ですね、皆さんで協議して頂いて非公開、例えば入っていらっしゃる方を一時退席願う等の措置はできると思います。

○市長

他にありませんか。

○細谷委員

第3条の2項ですけれども、「教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。」とありますが、それは資料1の協議・調整事項の3つに縛られる、絞られるということですか。

○教育次長

基本的にはそういうことになります。もし事前にこういう案件について協議したいということが出ましたら、事務局と委員さん方と市長と了解いただければ、それ以外でもお話しできるかと思えます。これについては、そこで法に縛られるとかそういうことは基本的に無いと思えます。

○市長

他にありませんか。

それでは、ただ今ご説明がありました陸前高田市総合教育会議運営要綱について、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

○市長

異議が無いようでございますので、要綱につきましては了承することといたします。

次に、協議の2番目ではありますが、陸前高田市教育大綱について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○教育次長

2ページ目をお開き願います。陸前高田市教育大綱についてであります。この大綱の策定につきましては、先ほどご説明したとおり市長が策定することになりますが、この教育会議で協議調整することとされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、陸前高田市教育大綱（案）についてご説明いたします。

この大綱案につきましては、平成23年度に策定予定でありました市の総合計画、及び第9次教育振興基本計画が東日本大震災により策定されていない状況であることから、平成18年度に策定しております第8次教育振興基本計画と震災復興計画を基本としたところであります。

大綱の基本理念であります、「郷土で学び夢を拓く、心豊かでたくましい人づくり」としてあります。これは第8次教育振興基本計画における教育振興の基本目標であります。

基本方針についてであります。4つ掲げてございます。1として、「子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の推進」、2として、「人生を豊かにする生涯学習、魅力ある社会教育の推進」、3として、「新しいまちづくりに向けた教育環境の整備」、4として、「多様で個性ある文化の創造」であります。

それぞれの基本方針における基本施策といたしましては、1「子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の推進」につきましては、「特色ある学校教育の推進」、「確かな学力を育む学校教育の推進」、「豊かな心を育む学校教育の推進」、「社会の変

化に対応できる力を育む学校教育の推進」、「健やかな体を育む学校教育の推進」、「一人ひとりに配慮した学校教育の推進」この6つとしております。

2「人生を豊かにする生涯学習、魅力ある社会教育の推進」につきましては、「市民との協働による生涯学習の推進」、「たくましい子どもを育てる家庭教育の支援」、「いつでも、どこでも、だれでも学べる学習活動の支援」、「生きがいを育む社会教育推進体制の充実」、「健康で豊かな生活を送るためのスポーツライフの実現」の5つ。

3「新しいまちづくりに向けた教育環境の整備」につきましては、「社会の変化に対応した教育環境の整備」、「すべての人にやさしい教育施設の整備」の2つ。

4「多様で個性ある文化の創造」につきましては、「みんなが親しめる多様な芸術活動の振興」、「歴史と風土に培われた文化財の保存と活用」、「文化活動を育てる環境の整備」の3つを基本施策としております。

以上の基本理念と基本方針をもって、陸前高田市の教育政策に関する方向性を示す大綱としようとするものであり、この大綱は先ほども申しあげました通り、第8次教育振興基本計画の計画体系に基づきまして、震災復興計画を含めた計画の根本の方針となるものでございますので、詳細の政策等につきましては、これらの計画を基本として実施していくこととしております。

また、この大綱の期間についてであります。先ほどもご説明したとおり、現在総合計画と第9次教育振興基本計画が策定されていない状況であります。震災復興計画の期間が平成30年度までとなっております。これらの計画につきましては、この終期を目途に策定になると考えられますことから、この大綱につきましても今年度から平成30年度までと、基本的には考えております。

ただ、現状、復旧・復興が進みまして、日々、教育環境等変化している状況にありますので、それらに対応して大綱の見直しの可能性もあると考えております。その際には、この総合教育会議のほうで調整することとなるものと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○市長

ただ今、協議の第2号についてご説明いただきましたが、ご質問ご意見等ありましたらお願いします。

○細谷委員

先ほど市長のあいさつにもあったんですが、ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくりに関しまして、教育はソフトの大事な部分になってくると思いますが、そのへんは大綱ではなくてもっと具体策として入れていくんでしょうか。

○教育次長

ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくりににつきましては、今年度アクションプラン等の作成を進めておりまして、それらが具体化した時点で、この大綱に盛り込めるかどうかというところは、次の総合教育会議等で検討いた

だくということで、具体的なものが固まってから載せたほうが良いのではないかと
ということで、今回は具体的なところは載せておりません。

○市長

私がここで聞くのも変ですが、ここでいう「子ども」というのは誰を指して
いますか。子どもって、どこからどこまでを言っていますか。

○教育次長

基本的にはですね、幼児教育もございますので、0歳から高校生までという風
に考えております。

○教育長

そうなんだけれども、ここでは学校教育を指しているのです、小中。

○教育次長

総合計画といいますか、それも含めてということで、例えば市長部局のですね、
健康づくりとか子どもたちの検診じゃないですけども乳児の施策につきましても
教育委員会と市長部局の間ですね、いろいろこうしたほうが良いということが
出てくることもありますので、学校教育的には小中学校なんですけど、もう少し広
くとらえて対応していきたいという風に考えております。

○市長

「生きる力」と私、入れてもらったんですけど、やっぱりこの「生きる力」の
裏側にはね、命の大切さというのを学校で教える、ここが一番の基本だと思うん
ですよ。いじめが最終的に何を引き起こすのかということ、自殺ということになる
んですよ。陸前高田ではそういう例がないけど。でも私は人としてそこが一番
大事なところというか、当たり前なことなんだけど、そういうものがもう少しこ
うパッと見たときに「生きる力」、やっぱり命が大切だよ、人を傷つけちゃいけな
いよということが分かりやすい文章で欲しいなと思うんです。

想像すればこの中に入るよ、この中に入るよというのがいっぱいあると思
うんですけど、せっかく「生きる力」というのをこの題名の中に入れていても、
下の羅列されているものからすると、ちょっと弱いかなあという気がしないでも
ないんですけど。

○細谷委員

「生きる力」という話ですが、やっぱり命を大切にするという根本は、他者を
思う気持ちという風に思うんですよ。そういうことがノーマライゼーションと
いう言葉のいらないまちづくりにつながっていく気がするのです、やっぱり他者
に対する思いを教育の中に入れていく必要があるのではないのでしょうか。

○市長

他に何かありますか。

○松坂委員

復興の目指すまちの姿ということで、5つの理念が市にありますけど、この中で
「人を育て命と絆を守るまち」という言葉がありますけれども、やはり今言った
ように「生きる力」それからすべての職業に誇りを持てる人材を育成するという
ことが大事かなと思っています。それで例えば学力中心ばかりでなく、全ての職

業というのは価値があつて、というようなどころを見出すような教育を、という文言もほしいかなと思っております。以上です。

○市長

他にありませんか。

○伊藤委員

私は、委員長が言った「生きることが楽しいと子供たちに思ってもらえるような」というところにすごく共感したので、今、子供たちは何もない環境で、ものすごく頑張って、すごくまじめなので、通常とは違うところで一生懸命やっているので、やっぱり生きてると楽しいと思ってもらえるような教育、生きてて楽しいと思ってもらえるような社会になればいいなあと、すごく共感しました。

○市長

ちょっと会議の進め方について、暫時休憩します。

(休憩)

○市長

では再開いたします。ただ今協議の2番が議題となっておりますが、引き続き質疑等があればお願いします。

よろしいですか。それでは、今皆さんからご意見を頂きましたので、ただ今の意見を案に盛り込んでいただいた中ですね、次回の会議で引き続きご議論いただいて、そこで了承いただければなあと思っておりますので、継続審査という形にさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは次に協議の3その他でありますけれども、委員の皆さんからこの際ご発言があればお願いいたします。

○松坂委員

さっきの大綱に関連するんですけど、幼稚園とか保育所というのは学校教育以外ですね。その総合教育会議の中で最も議題に上りそうな議題じゃないかなと思うんですけども、そのへんのところは市長さんほどのように考えておられますか。

○市長

この会議についてはですね、構成員というのは基本的に決まっているんだろうと思っております。法に基づいてというところもありますので。ただ、委員おっしゃられるように、教育長とも話をしているのは、例えば文部科学省の担当が幼稚園であると、厚生労働省の担当が保育所だみたいなね、我々からすれば何が違うのというんだけど、実際管轄が違って片方は教育機関であり、片方は保護者の方々の保育に欠けるというような表現の中でやっていただいていると。でも、保育所なんかで、もっと小学校入学に向けて教育というとなると難しくなるかもれませんけど、いろんなことを教えてあげられるんじゃないのという話をしていんですが、今の仕組みから行くと教育長さんもああしろこうしろと言いつらくて、市で直接やっている保育所については、少しお話をさせていただいて見学に行っていたりしているんですけども、そういう意味ではまさに松坂委員おっしゃる通り、教育というのは幼児教育から繋がって全部一連のものなので、この会

議の中にオブザーバー的に呼んで、そういう情報提供とか情報交換とか共有とかという場面は、作る必要はすごく私もあると思います。正式なところは多分このメンバーでやるんでしょうけれども、参考人というかですね、意見を聴かせていただいたり実情を聞かせていただくような場面は作っていいと思います。

他にありませんか。事務局からは。

○教育次長

この総合教育会議の開催の回数ですが、基本的には年2回と考えております。1回目につきましては、5月ごろにですね、前年の実績報告としてそれらに関して協議して頂くと、2回目につきましては、11月ごろに新年度の予算に反映できるような中身があればというか、そのへんについてご協議頂きたいと考えております。また、緊急的に開催しなければならない案件が出た場合には、臨時的に開催することとしております。今年度につきましては、本日が第1回目の会議ですので、第2回目の会議を7月ごろを目途に、先ほどの大綱の件もありますし、それと前年度の実績報告ということで協議を頂く予定としておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○市長

協議のところは以上で終わりだと思ひますので、あとは事務局にお返しします。

○生涯学習課長補佐

どうもありがとうございました。

続いて、次第の4番のその他に移ります。

皆さんのほうから、連絡事項等あればお願ひいたします。ございませんでしょうか。それでは無いようですので、以上をもちまして、平成27年度第1回陸前高田市総合教育会議を終わります。